

# 安全データシート（SDS）

## 1. 製品及び会社情報

製品名 : 8% 液体硫酸アルミニウム

会社名 : 株式会社土田商店  
住所 : 諏訪郡下諏訪町 242-1  
代表者 : 土田耕嗣  
電話番号 : 0266-28-3232  
FAX : 0266-28-3235  
整理番号 :  
緊急連絡先 : 諏訪化成品センター  
担当者 : 五味 国博  
電話番号 : 0266-73-2500

## 2. 組成、成分情報

単一製品・混合製品の区別 : 単一製品

化学名 : 硫酸アルミニウム（硫酸バンド）

成分及び含有量 :  $\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3$ として 23.5~26.8%  
( $\text{Al}_2\text{O}_3$ として8~8.2%)

化学式又は構造式 :  $\text{Al}_2(\text{SO}_4)_3$

官報公示整理番号 : 化審法、安衛法 (1)-25

CAS No. : 17927-65-0

国連分類 : 国連の危険物には該当しない

PRTTR法 : 該当しない

安衛法通知対象物質 : アルミニウム水溶性塩 23~28%

## 3. 危険有害性の要約

GHS分類 : 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : 区分2A  
GHSラベル要素 :



危険

危険有害性情報 : 強い眼への刺激

上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。

GHS分類 : 該当なし

重要危険有害性

人の健康に対する

有害な影響 : 眼、皮膚に軽度の刺激性あり

#### 4. 応急処置

---

- 吸入した場合 : 新鮮な空気が得られる場所に移し、必要により医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水で十分に洗い流す。
- 眼に入った場合 : 直ちに多量の水を用いて15分以上洗浄し、必要により医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 大量の水を飲ませ、速やかに医師の手当てを受ける。

#### 5. 火災時の措置

---

- 消 化 剤 : 水噴霧、粉末、泡消火器、不燃性ガス等。
- 消火方法 : この物自体は不燃性であり、助燃性もない。  
容器周辺の火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移動する。移動不可能な場合は、容器およびその周囲に散水して冷却する。
- 特有の危険有害性 : 高温で分解する際、イオウ酸化物を発生する。

#### 6. 漏出時の措置

---

- 人体に対する注意事項 : 漏洩した箇所の修理、その他の作業をする場合は、「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。
- 環境に対する注意事項 : 盛土などで困って河川、水田等への流出を極力防止する。万一大量流出により一般市民、水棲生物への影響が懸念される場合は、直ちに保健所、消防機関、警察署へ通報する。
- 除去方法 : 流出物はできる限り空容器等に回収し、回収不能分については消石灰、ソーダ灰等を用いて中和する。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

---

- 取扱い : 作業は「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。
- 保 管 : 冬季間は、結晶が析出することがあるので保温が必要。
- 容器包装材料 : pHが2~3であるため、鉄およびSUS316より低グレードのステンレス材質に対して腐食性がある。SUS316グレード以上のSUS、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング等必要な強度を持った耐酸性の容器に保管する。

#### 8. 暴露防止及び保護措置

---

- 管理濃度 : 設定されていない。
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会（2005年版） 記載なし  
ACGIH（2004年版） 水溶性塩類（AIとして）が該当
- 設備対策 : 漏洩しても漏洩物が外部に流出しない施設（耐酸性床材、防液堤）  
洗眼及び身体洗浄のための設備
- 保護具 : 呼吸用保護具 必要に応じて着用  
保護眼鏡 ゴーグル型  
保護手袋 耐酸性手袋  
保護衣 保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛け



	関係法規・法令を順守し適正に処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、処理を依頼する。
廃棄の方法	: 消石灰、ソーダ灰等を用いて中和し、廃棄する。 その際は、「水質汚濁防止法」等の関連法令に従うこと。
汚染容器	: 容器等の廃棄物は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、処理を依頼する。
廃棄作業	: 作業を行なうときは必要に応じて保護具を着用する。

#### 14. 輸送上の注意

---

輸送の安全対策	: 海上輸送の際、船舶より排出してはならない。輸送にあたっては、取扱い・保管上の注意を守り、強度を有した耐酸性の容器にて運搬する。
国際規制	: 該当なし

#### 15. 適用法令

---

毒物劇物取締法	: 該当しない
労働安全衛生法	: 第 57 条の2、施行令 18 条の2、別表第9 「名称等を通知すべき有害物 (No.37 アルミニウム水溶性塩)」
海洋汚染防止法	: 施行令別表第1「有害物質 (Y類No.326 硫酸アルミニウム溶液)」

-----

P R T R 法	: 該当しない
-----------	---------

#### 16. その他の情報

---

引用文献	: 製品評価技術基盤機構より公表されるGHS分類対象物質 日本産業衛生学会雑誌 47 巻 (2005) ACGIH—化学物質と物理因子のTLV・化学物質のBEI(2004) British Journal of Industrial Medicine.British Medical Journal, Box 560 B Kennebunkport, ME 04046 V.1-1944 中央労働災害防止協会・日本バイオアッセイ研究センター 「微生物を用いる変異原生試験報告書 No.6091(1999.12.7)」 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 化学工業日報社
------	--

当安全データシートは、令和 4 年 6 月 14 日現時点で入手でき得た知識、情報に基づいており、取扱い、使用、保管、輸送、廃棄などについての安全に関する情報を提供する目的で作成されたものであり、記載のデータや評価に関して、いかなる保障をなすものではありません。  
それぞれの用途や用法に適した安全対策を、自己の責任で実施の上お取扱いください。